

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年六月二十二日から同年七月五日までの間縦覧に供します。

平成三十年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四五番地	桜井市大字大福一三九八番ほか一筆	
川上 二三郎	桜井市大字桜井一二五九番地一八〇八	桜井市大字高家二二三三番	
難波 良寛	高市郡明日香村大字細川六九二番地	桜井市大字茅原四四四番一ほか四筆	

二 申請年月日

平成三十年六月十四日